

基幹統計調査の承認の状況

(平成 23 年 8 月 1 日～9 月 16 日分)

平成 23 年 9 月 20 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
経済産業省 生産動態統計調査	経済産業大臣	承認事項の変更 ①調査対象品目の変更 ア)生産規模の拡大が見込まれる品目の追加(7品目) イ)生産規模が縮小している品目の削除(7品目) ウ)類似する品目の統合(85品目→79品目) ②「セメント月報」について、本社を調査対象から除外 ③調査事項の変更 ア)「原材料」の削除 イ)「設備、生産能力」の調査方法の変更等	H23.8.3
毎月勤労統計調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 平成23年調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、調査対象の地域的範囲を変更	H23.8.4
賃金構造基本統計調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 平成23年調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、岩手労働局長、宮城労働局長及び福島労働局長から厚生労働大臣への調査票の提出期限を変更	H23.8.4
農業経営統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 ①農林水産省設置法の改正により、組織改編を行うことに伴う調査組織名称等の変更 ②東日本大震災への対応として、平成22年調査について、結果公表の方法を一部変更して公表 ③平成24年調査の標本替えの際に、東日本大震災への対応として、営農困難な地域に所在する客体を母集団から除外及びこれに伴う標本数の変更	H23.8.30

農 林 業 セ ン サ ス	農 林 水 産 大 臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正により、組織改編を行うことに伴う調査組織名称等の変更	H23.8.30
漁 業 セ ン サ ス	農 林 水 産 大 臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正により、組織改編を行うことに伴う調査組織名称等の変更	H23.8.30
作 物 統 計 調 査	農 林 水 産 大 臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正により、組織改編を行うことに伴う調査組織名称等の変更	H23.8.30
木 材 統 計 調 査	農 林 水 産 大 臣	承認事項の変更 ①農林水産省設置法の改正により、組織改編を行うことに伴う調査組織名称等の変更 ②年次調査について、東日本大震災への対応として、平成22年調査の公表時期を変更 ③月次調査について、東日本大震災への対応として、平成23年2月分以降当面の間、岩手県、宮城県及び福島県分を除いて公表	H23.8.30
海面漁業生産統計調査	農 林 水 産 大 臣	承認事項の変更 ①農林水産省設置法の改正により、組織改編を行うことに伴う調査組織名称等の変更 ②東日本大震災への対応として、平成22年調査の公表時期を変更	H23.8.30

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。